

研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程

(2007年4月6日規約第07-1号)

《所管：研究マネジメント課長》

| | | |
|----|-----------------------|------------------------|
| 改正 | 2007年4月25日規約第07-9号 | 2007年11月5日規約第07-53号 |
| | 2008年4月11日規約第08-3号 | 2008年12月11日規約第08-45号 |
| | 2009年2月6日規約第08-67号 | 2009年5月8日規約第09-14号 |
| | 2011年1月14日規約第10-72号の2 | 2011年5月12日規約第11-5号の1 |
| | 2012年11月30日規約第12-67号 | 2012年12月7日規約第12-81号 |
| | 2014年8月22日規約第14-37号 | 2014年12月5日規約第14-71号 |
| | 2017年2月3日規約第16-78号の1 | 2018年3月27日規約第17-65号の14 |

(目的)

第1条 この規程は、本学における研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正防止の方法ならびに不正行為への対応を明確にすることによって、本学が社会的責任を果たし、本学の研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教員、研究員および職員
- 二 研究活動を行う本学の学生
- 三 研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者

2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、本学における次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

- 一 試資料等の捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、または調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること。
- 二 試資料等の改竄 研究者等が行った調査や実験などを通じて得た試資料等を、正当な理由なく修正または削除すること。
- 三 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用 計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、または調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。
- 四 盗用 研究者等が、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- 五 試資料の不正取得および利用 不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を、取得または利用すること。
- 六 その他の不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、公表もしくは伝達すること。

3 この規程において「研究費」とは、大学が研究者等に交付する研究費および研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

- 一 科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業その他の競争的研究資金
- 二 私立大学学術研究高度化推進事業および私立大学戦略的研究基盤形成支援事業における研究費
- 三 前2号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

5 この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、本学における次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

- 一 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- 二 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること。
- 三 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。
- 四 虚偽の申請に基づきリサーチ・アシスタント等の報酬等を大学に支払わせること。
- 五 法令、本学の規約または当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に使用すること。

- 6 この規程において「配分機関等」とは、第4項の公的研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等のことをいう。
- 7 この規程において「悪意」とは、専ら第11条第4項第2号に規定する調査対象者に何らかの損害を与えることや調査対象者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- 8 この規程において「研究資料等」とは、研究活動において生ずる文書、数値データおよび画像等の研究資料ならびに実験試料、標本および装置等の有体物をいう。

(不正行為の禁止、研究資料等の保存および開示)

第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段の確保を目的として、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を適切に保存しなければならない。

3 研究者等は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会または第12条第1項もしくは第2項に規定する調査委員会が、当該研究活動に係る研究資料等の開示の必要性および相当性を認めた場合には、当該研究資料等を開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第3条の2 大学は、公的研究費の運営および管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の取扱いに係る不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者および第3条の4に規定する研究倫理推進責任者が、公的研究費の適切な運営および管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第3条の3 大学は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営および管理について大学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、前条第2項で規定する基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、研究倫理推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(研究倫理推進責任者)

第3条の4 大学は、本学の各箇所における公的研究費の運営および管理について責任と権限を持つ者として研究倫理推進責任者を置き、当該箇所の長をもって充てる。

2 研究倫理推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 自己の管理または指導する箇所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 研究費の取扱いに係る不正行為の防止を図るため、研究者等に対して第6条第2項に定める研究倫理教育を受講させる。

三 自己の管理または指導する箇所において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

3 研究倫理推進責任者は、必要に応じて研究倫理推進副責任者を任命することができる。

(研究倫理教育責任者)

第3条の5 大学は、本学の各箇所に、本学の研究活動に係る不正行為の防止を図るため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、各箇所の当該箇所に所属する研究者等のうちから、これを選任する。

3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して第6条第1項に定める研究倫理に関する研修または科目等を受講させなければならない。

(研究不正対応責任者)

第3条の6 大学は、本学の研究活動に係る不正行為に対応するための責任者として、研究不正対応責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。

2 研究不正対応責任者は、研究活動に係る不正行為の疑いが生じたときの調査実施全般を統括すると共に、調査対応が円滑に実施されるように組織・体制を構築して、その企画・整備・運営を行う。

(研究費の取扱いに係る大学の対応)

第4条 大学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、関係箇所および当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の会計規則（1972年経理達第1号）およびこれに基づく規程、要領その他の会計に関する手続きに基づくものとする。

3 大学は、研究費の獲得または執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書保存規程（1973年底文達第22号）に定める期間保管しなければならない。
(誓約書の提出)

第5条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するときおよび交付申請を行うときは、次の表の左欄に掲げる公的研究費の区分に応じて、同表の右欄に定める者に、早稲田大学学術研究倫理憲章および学術研究倫理に係るガイドラインの精神に則り、この規程または当該公的研究費の使用規則等を遵守して、交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

| 区分 | 提出先 |
|--|----------------|
| 一 公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合であって、本学における契約の当事者が、理事長であるとき。 | 総長 |
| 二 公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合であって、本学における契約の当事者が、箇所長であるとき。 | 契約の当事者である箇所長 |
| 三 公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合であって、本学における契約の当事者が、その研究課題の研究代表者であるとき。 | 研究代表者の本属箇所の箇所長 |
| 四 公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合 | 研究代表者の本属箇所の箇所長 |

2 本学の教職員が、本学以外の研究機関等において公的研究費の研究課題の研究分担者となる場合は、箇所長に誓約書を提出しなければならない。

3 前2項以外の者で、本学における公的研究費の運営・管理に関わる者は、早稲田大学学術研究倫理憲章および学術研究倫理に係るガイドラインの精神に則り、この規程または公的研究費の使用規則等を遵守して、適正な執行管理を行うことを誓約した誓約書を提出しなければならない。

4 前3項の誓約書の様式は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会の議を経て大学が定める。
(研究倫理に関する研修および科目等の受講)

第6条 本学において全ての研究者等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める研修または科目等を受講しなければならない。

一 大学院の学生以外の研究者等 本学が定める研究活動に係る法令等の違反の防止のための研究倫理に関する研修

二 大学院の学生である研究者等 大学または箇所が定める研究倫理に関する科目等

2 本学における公的研究費の運営・管理に関わる者は、研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する、大学が定める研究倫理教育等を受講しなければならない。

(学術研究倫理委員会の設置)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、学術研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一 次の表の左欄に定める順序に従いあらかじめ指定された箇所の教授会、研究科運営委員会、運営委員会または教諭会において、専任教員のうちから選出する者 同表の右欄に定める人数

| | |
|-------------------------------|----|
| 政治経済学術院、法学学術院、商学学術院、社会科学総合学術院 | 3人 |
| 文学学術院、教育・総合科学学術院、国際学術院 | 2人 |
| 理工学術院 | 2人 |
| 人間科学学術院、スポーツ科学学術院 | 1人 |
| 高等学院、本庄高等学院、芸術学校 | 1人 |

二 本学の教職員でない者であって、法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者のうちから総長が指名する者 2人以上

三 研究推進を担当する理事のうちから総長が指名する者 1人

四 総務を担当する理事

五 教務部長

六 研究推進部長

3 前項第1号および第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(倫理委員会の委員長および副委員長)

第8条 倫理委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって前条第2項第1号および第2号の委員のうちからこれを定める。

3 委員長は、倫理委員会を代表し、倫理委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長の指名によって前条第2項第1号および第2号の委員のうちからこれを定める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(倫理委員会の運営)

第9条 倫理委員会は、委員長が招集する。

2 倫理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、倫理委員会は、第10条第3号に規定する事項を審議するときは、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 倫理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

5 当該不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為の調査に関する全ての審議に加わることができない。

6 倫理委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

7 倫理委員会における審議は、非公開とする。ただし、倫理委員会が認めた者は、これを傍聴することができる。

8 倫理委員会の議事録は、非公開とする。

(倫理委員会の職務)

第10条 倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画および実施に関する事項

二 学術研究倫理に係る国内外における情報の収集および分析に関する事項

三 研究者等の不正行為に係る調査に関する事項

四 その他学術研究倫理に関する事項

(不正行為に関する予備調査)

第11条 倫理委員会は、次に掲げる各号の報告または通知(以下「報告等」という。)を受けた場合には、同委員会において予備調査を行う。ただし、報告等の内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、倫理委員会および研究不正対応責任者が第4項第2号に規定する調査対象者ともっとも関連する箇所と判断した箇所長に対して、予備調査を行うよう指示することができる。

一 箇所から当該箇所に所属する研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合

二 公益通報者等の保護等に関する規程(2008年11月7日規約第08—47号の1)第11条第1項の規定により公益通報対応委員会から通知を受けた場合

三 大学から監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

四 早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則(2014年10月3日規約第14—

- 51号の1) 第8条第1項の規定に定めるリスクマネージャーから通知を受けた場合
- 2 倫理委員会が前項の報告等を受けたときは、その報告等が「研究活動に係る不正行為」である場合は研究不正対応責任者に、「研究費の取扱いに係る不正行為」である場合は統括管理責任者へ速やかに報告する。
 - 3 第1項の不正行為に係る情報は、客観的（「研究活動に係る不正行為」の場合は「科学的」であることを含む。）かつ合理的な根拠に基づくものとする。
 - 4 第1項各号の不正行為に係る情報の報告等は、次に掲げる事項を明らかにした書面および証拠を提出することにより行う。
 - 一 報告等の情報提供を行った者（以下「通報者等」という。）が個人の場合は氏名、連絡先、箇所または団体等であった場合は箇所名等、連絡先
 - 二 不正行為を行った疑いのある者（以下「調査対象者」という。）の所属、氏名
 - 三 不正行為の態様および内容
 - 四 不正行為であるとする客観的かつ合理的な理由
 - 5 予備調査は、「研究活動に係る不正行為」または「研究費の取扱いに係る不正行為」に区分し、次の各号に定める内容について確認等を行う。
 - 「研究活動に係る不正行為」
 - 一 報告等により示された研究活動に係る不正行為の疑いの有無
 - 二 報告等により示された科学的かつ合理的な根拠の論理性の有無
 - 三 報告等により示された内容の合理性および調査可能性
 - 「研究費の取扱いに係る不正行為」
 - 一 報告等により示された研究費の取扱いに係る不正行為の疑いの有無
 - 二 報告等により示された内容の合理性
 - 三 報告等により示された内容の調査可能性
 - 6 第1項ただし書きによって、予備調査を行うよう指示を受けた箇所長は、速やかに予備調査を行い、指示を受けた日から原則として25日以内に、その結果を倫理委員会に報告する。
 - 7 第1項ただし書きの場合を除き、予備調査を行うときは、倫理委員会の委員長は研究推進部長に調査補助を指示することができる。
 - 8 予備調査は、不正行為に係る情報を得た日から、原則として、1か月以内に完了しなければならない。ただし、1か月以内に完了できない合理的な理由がある場合は、この限りではない。
 - 9 予備調査の対象となった不正行為が公的研究費に関係する場合は、公的研究費の配分機関等に当該調査の要否に係る結論を報告する。

（調査委員会の設置）

- 第12条 倫理委員会は、前条第1項に規定する予備調査の結果、研究活動に係る不正行為または研究費の取扱いに係る不正行為の有無を確認する必要があると認めるときは、その議決により調査委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、前項の規定に関わらず、予備調査の結果、調査の対象となる案件が次の各号に該当する場合は、調査委員会を設置することができる。
 - 一 調査対象となる案件が、全学のリスク管理およびコンプライアンス推進に重大な影響を与えると判断されるときは、早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則第4条第1項に規定するリスク管理およびコンプライアンス推進総括責任者と協議の上、調査委員会を設置することができる。
 - 二 調査対象となる案件の数が、倫理委員会で対応できる数を明らかに超えているときは、不正行為の種類が「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合は統括管理責任者、「研究活動に係る不正行為」の場合は研究不正対応責任者と協議の上、調査委員会を設置することができる。
 - 3 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、その旨を書面により、調査対象者および通報者等に通知する。
 - 4 調査の対象が研究活動に係る不正行為である場合は、調査を開始する前に、調査委員会委員の氏名および所属を調査対象者および通報者等へ通知する。
 - 5 調査対象者および通報者等は、前項の規定により受けた調査委員会委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に異議を申し立てるこ

とができる。

- 6 倫理委員会は、前項の異議申立てを受けたときは、当該異議申立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を調査対象者および通報者等に通知する。交代しない場合は、その旨を、理由を付して異議申立てを行った者に通知する。
- 7 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、その旨を予備調査の結果を添えて、書面により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。ただし、調査対象者の本属箇所が第11条第1項第1号の通報者等と同一の場合、調査対象者の本属箇所の箇所長への報告は、第3項を適用する。
- 8 前項の報告を受けた総長は、調査の案件が、公的研究費の取扱いに係る不正行為であって、調査対象者が現に当該調査対象となっている公的研究費の交付を受けている場合は、必要に応じて、当該公的研究費の使用停止を命じることができる。
- 9 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - 一 倫理委員会の委員長またはその指名した第7条第2項第1号の委員 1人
 - 二 倫理委員会の委員長が、本学の教職員または教職員以外の者のうちから倫理委員会の議を経て指名した者 4人
- 10 前項第2号に規定する委員の人数は、調査対象者が複数であって、その本属箇所が複数にわたるときは、必要に応じて増やすことができるものとする。
- 11 調査委員会のすべての委員は、調査対象者および通報者等と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 12 調査委員会において、本学の教職員でない者が占める割合は、その半数以上でなければならない。
- 13 調査委員会に委員長1人を置き、第9項第1号の委員をもって充てる。
- 14 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
- 15 第9条（第2項および第7項ただし書を除く。）の規定は、調査委員会について準用する。
- 16 倫理委員会は、調査委員会を設置しないことを決定したときは、その旨を、理由を付して通報者等に通知する。

（調査委員会による調査の実施）

- 第13条 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して1か月以内に中間報告を行い、遅くとも3か月以内に最終報告を行うこととする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最終報告を行う期限を1か月を越えない範囲内で延期することができる。
- 2 調査委員会は、通報者等、調査対象者、調査対象者が所属する箇所およびその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた通報者等、調査対象者、箇所およびその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
 - 3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。
 - 4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動および本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。
 - 5 調査委員会における調査は、次の各号に定める内容について、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。
 - 一 不正行為の有無
 - 二 不正行為の内容
 - 三 不正行為に関与した者とその関与の程度
 - 四 「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と認定された研究活動における、当該研究活動に関与した者の役割
 - 五 「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合、不正使用の相当額
 - 6 調査委員会において少数意見があったときは、第1項の中間報告および最終報告にその少数意見を付記するものとする。

(調査上必要な場合の再現実験の実施)

第13条の2 「研究活動に係る不正行為」の場合において、不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、または調査対象者の意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会(機器、経費等を含む。)に関し、調査委員会が倫理委員会と協議の上、合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うことができる。

(調査対象者の追加)

第14条 調査委員会は、調査の過程において、調査対象者以外の研究者等が不正行為に関与している疑いが判明した場合は、その旨を倫理委員会に報告するものとする。

2 倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該研究者等を調査対象者とするか否かを審議する。

3 倫理委員会が当該研究者等を調査対象者すると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する、または調査委員会の委員の全部もしくは一部を変更することができる。

(調査案件の分離)

第15条 調査委員会は、調査の過程において、新たな事実の発覚等があり、調査の進捗上、一部の案件を分離して調査する必要があると判断した場合は、倫理委員会にその旨を報告するものとする。

2 倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該案件を分離して調査するか否かを審議する。

3 倫理委員会が分離して調査すると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する。

(調査対象者の不服申立)

第16条 倫理委員会は、第13条第1項の中間報告および最終報告を受けたときは、その内容を審議の上、事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

2 調査対象者は、前項および第10項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

3 前項の不服申立てのうち、中間報告に対する不服申立てを受けたときは、倫理委員会は、その内容を調査委員会に通知するものとする。

4 調査委員会は、前項の不服申立てに係る調査結果の報告を、第13条第1項の最終報告をする以前に行うものとし、報告を受けた倫理委員会は、その内容を審議の上、事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

5 第2項の不服申立てのうち、最終報告に対する不服申立てを受けたときは、倫理委員会は、当該不服申立ての内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するものとする。

6 倫理委員会は、前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が研究内容の専門性に関わるものである場合、不服申立ての内容の検討および再調査を実施するか否かの検討を調査委員会に申し送り、意見を徴することができる。その場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものであるときは、倫理委員会は、調査委員会の委員の全部または一部の変更もしくは委員の追加を行うことができる。

7 倫理委員会は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、書面により、調査対象者に通知するものとする。

8 倫理委員会は、再調査を実施しないと決定した場合であっても、必要があると認められるときは、最終報告の内容を修正することができる。この場合において倫理委員会は、その内容を、書面により、調査対象者に通知するものとする。

9 倫理委員会が再調査を実施する必要があると決定したときは、調査委員会は速やかに再調査を実施し、その結果を倫理委員会に報告するものとする。この場合において、倫理委員会が必要と認められたときは、調査委員会の委員の全部または一部を変更することができる。

10 倫理委員会は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を審議の上、事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

(悪意に基づく通報者等の認定)

第16条の2 倫理委員会は、第13条第1項のうち最終報告を受けた結果、研究者等が不正行為を行わなかったと認定し、かつ調査を通じて、通報者等による報告等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その内容を審議の上、事実を認定し、書面により、速やかに通報者等に通知する。

- 2 前項の場合において通報者等が何らかの機関に所属している場合、その所属機関にも通知するものとする。
- 3 通報者等は、第1項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。
- 4 前項に定める不服申立てに対する再調査については、前条第5項から第10項の規定を準用する。
(総長等への報告等)

第17条 倫理委員会は、第13条第1項の中間報告および最終報告を受けたときは、その内容(第16条第4項および第9項の規定により調査または再調査を実施した場合は、その結果。本条第3項および第9項において同じ。)を審議の上、事実を認定し、速やかに総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。最終報告の修正を行った場合も同様とする。

- 2 調査委員会の解散時期は、倫理委員会が決定する。
- 3 倫理委員会は、第13条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認定した場合は、総長に対し第1項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度または運用体制等の問題点および再発防止のために理事会または箇所において実施すべき必要な措置(以下「是正措置等」という。)についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。
- 4 倫理委員会は、第11条第1項第2号に規定する場合において調査を実施したときは、公益通報者等の保護等に関する規程第11条第2項の規定に基づき、第1項の規定により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告した内容(第3項の規定により付記された意見を含む。)を公益通報対応委員会に報告するものとする。
- 5 総長は、第3項の意見が付された報告を受けたときは、理事会において実施すべきとされた是正措置等について、理事会に報告するものとし、および箇所において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を箇所長に勧告するものとする。
- 6 前項の規定による勧告を受けた箇所長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、総長に報告するものとする。
- 7 総長は、理事会において実施した是正措置等もしくは懲戒等または前項の規定により箇所長から報告を受けた是正措置等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。
- 8 本学は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により総長が倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、または公表するものとする。
(通報者等への通知)

第17条の2 倫理委員会は、第13条第1項に定める最終報告を受けたときは、その内容を審議の上、事実を認定し、速やかに通報者等に通知する。

- 2 倫理委員会は、調査対象者から第16条第2項の不服申立てがあったときは、その旨を通報者等に通知する。不服申立てを却下したとき、再調査の開始を決定したときおよび再調査の結果についても同様とする。
(調査対象者への配慮)

第18条 倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、この規程に基づく権限を行使するときは、調査対象者または調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

- 2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。
- 3 倫理委員会は、調査対象者に不正行為があったと認定しなかったときは、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置および調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、総長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた総長は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。
(悪意に基づく情報提供者の認定および総長への報告等)

第18条の2 倫理委員会は、第16条の2に規定する以外で、不正行為の調査の過程において、倫理委員会または調査委員会に情報を提供した者が、悪意をもって虚偽の情報を提供したと判明したときは、第16条の2の条項を準用し、悪意に基づく情報提供者の認定等を行う。

- 2 倫理委員会は、前項に定める悪意に基づく情報提供者の認定および第16条の2に定める悪意に基づく通報者等の認定を行ったときは、その旨を総長に報告するものとする。
- 3 総長は、悪意に基づく情報提供者および悪意に基づく通報者等の懲戒等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。
- 4 本学は、必要に応じて、前項の規定により総長が倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、または公表するものとする。

(守秘義務)

第19条 調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 倫理委員会は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、その旨を総長に報告するものとする。
- 3 前2項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。
- 4 総長は、第1項の規定に違反した者の懲戒等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

(個人情報保護)

第20条 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 前条第2項および第3項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について準用する。
- 3 第1項および第2項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。

(研究費の取扱いに係る不正行為の場合における配分機関等への報告等)

第21条 公的研究費に関係する「研究費の取扱いに係る不正行為」に関する調査について、大学は、配分機関等に対して、次に掲げる報告、協力等を行う。

- 一 大学は、調査委員会の設置を決定したときは、配分機関等に報告し、必要に応じて調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等と協議を行う。
 - 二 大学は、第11条第1項各号の報告等を受け付けたときから7か月以内に最終報告を書面で配分機関等に提出する。
 - 三 大学は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
 - 四 大学は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関等に報告する。
 - 五 大学は、調査の支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等への調査案件に係る資料の提出ならびに配分機関等による調査案件に係る資料の閲覧および現地調査に応じる。
- (研究活動に係る不正行為の場合における配分機関等への報告等)

第22条 公的研究費に関係する「研究活動に係る不正行為」に関する調査について、大学は、配分機関等に対して、次に掲げる報告、協力等を行う。

- 一 大学は、調査委員会の設置を決定したときは配分機関等に報告する。
- 二 大学は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 三 大学は、最終報告を書面で配分機関等に提出する。
- 四 大学は、調査対象者からの不服申立てがあったときは、配分機関等に報告する。不服申立てを却下したとき、再調査の開始を決定したときおよび再調査の結果についても同様とする。
- 五 悪意に基づく告発等に関する不服申立てがあった場合も、配分機関等に報告を提出する。

(過去に研究者等であった者等の扱い)

第23条 過去に第2条第1項第1号から第3号であった者の当該期間の行為について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

- 2 早稲田大学大学院学則（1976年4月1日教務達第1号）第17条により博士学位の授与を受けた者の当該博士論文について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

(他の研究機関と合同で調査を行う場合)

第24条 倫理委員会は、研究活動に係る不正行為に関して第11条第1項に規定する報告等があった場

合、次の各号に定める対応を行うことができる。

- 一 調査対象者が、本学を含む複数の研究機関に所属している場合、報告等があった事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で事案の調査等を行うことができる。ただし、調査等の中心となる研究機関、調査等に参加する研究機関および調査等の方法については、関係する研究機関との間で、事案の内容等を協議し、定めることができる。
- 二 調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を本学と異なる研究機関で行った場合、当該研究が行われた研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。
- 三 調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を行っていた時は本学の研究者等であったが、離職し、他の研究機関に所属している場合、現に所属している研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。

(施行細則)

第25条 研究資料等の保存および開示等、この規程の施行に必要な事項は、研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程施行細則（2017年2月3日規約第16—78号の2）をもって別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、2007年4月6日から施行する。ただし、第6条第2号の規定は、2008年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第2号の規定が施行する日までの間において、大学院生が本学において公的研究費の研究課題に参加する場合は、当該大学院生は、同条第1号に規定する研修を受講しなければならない。

(見直し)

- 3 大学は、2008年3月31日までに、この規程の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 [整理] (2007年4月25日規約第07—9号)

この規程は、2007年4月25日から施行する。

附 則 (2007年11月5日規約第07—53号)

この規程は、2007年11月5日から施行する。

附 則 (2008年4月11日規約第08—3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年4月11日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定により嘱任される次の各号に掲げる委員の任期は、同条第3項前段の規定にかかわらず、当該各号に定める日までとする。

一 この規程の施行後最初に嘱任される委員 2010年3月31日

二 2009年4月6日から任期が始まる委員 2011年3月31日

附 則 [整理] (2008年12月11日規約第08—45号)

この規則は、2008年11月7日から施行する。

附 則 (2009年2月6日規約第08—67号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に在任するこの規程による改正前の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定により国際情報通信研究科の専任教員のうちから選出された倫理委員会の委員である者は、当該委員としての任期に相当する期間が満了する日までの間、引き続き倫理委員会の委員として在任するものとする。

- 3 この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定にかかわらず、2010年3月31日までの間は、高等学院、本庄高等学院または芸術学校の専任教員のうちか

ら選出する倫理委員会の委員は、選出しないものとする。

附 則（2009年5月8日規約第09—14号）

この規程は、2009年5月8日から施行する。

附 則〔整理〕（2011年1月14日規約第10—72号の2）

この規則は、2010年11月8日から施行する。

附 則〔整理〕（2011年5月12日規約第11—5号の1）

この規程は、2011年5月12日から施行する。

附 則（2012年11月30日規約第12—67号）

この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則（2012年12月7日規約第12—81号）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年8月22日規約第14—37号）

この規程は、2014年8月22日から施行する。

附 則（2014年12月5日規約第14—71号）

この規程は、2015年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項、第2条第2項、第2条第5項、第11条第1項第4号および第23条の規定は、2014年12月5日から施行する。

附 則（2017年2月3日規約第16—78号の1）

この規程は、2017年2月3日から施行する。

附 則（2018年3月27日規約第17—65号の14）

この規程は、2018年4月1日から施行する。